



2026 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 C E ホ ー ル デ ィ ン グ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C O O (最 高 執 行 責 任 者) 新 里 雅 則
(コー ド 番 号 : 4320 東 証 ス タ ン ダ ー ド 、 札 幌)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 C S O (最 高 戦 略 責 任 者) 芳 賀 恵 一
(T E L . 0 1 1 - 8 6 1 - 1 6 0 0)

会 社 名 S K - 0 3 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 今 井 良 典

(変更)「SK-03 株式会社による株式会社CEホールディングスの株式(証券コード
4320) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

当社が 2026 年 8 月 5 日付で公表した「SK-03 株式会社による株式会社CEホールディングスの株式(証券コード 4320) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」について、添付資料となる 2026 年 8 月 5 日付「株式会社CEホールディングスの株式(証券コード 4320) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の記載事項の一部について変更がございましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、SK-03 株式会社(公開買付者)が、株式会社CEホールディングス(本公開買付けの対象者)に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2026 年 8 月 31 日付「「株式会社CEホールディングスの株式(証券コード 4320) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」

各 位

2026 年 8 月 31 日

会 社 名 SK-03 株式会社

代表者名 代表取締役 今井 良典

「株式会社CEホールディングスの株式（証券コード4320）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」
の変更に関するお知らせ

SK-03 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社CEホールディングス（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2026年8月6日より開始しております。

今般、公開買付者は、2026年8月31日付で、日本電気株式会社（以下「NEC」といいます。）との間で、NECが所有する対象者の普通株式（以下「NEC所有株式」といいます。）の全てを本公開買付けに応募しないこと及び本公開買付けの成立後の2026年11月中旬に開催することを想定している対象者の臨時株主総会において、対象者株式の株式併合に関連する議案に賛成すること等を内容とする他社株公開買付け不応募・自社株公開買付け応募契約書を締結したことにより、買付予定数を変更し、かつ、NEC所有株式に係る議決権の個数に相当する株式数分だけ買付予定数の下限を引き下げることを決定いたしました。

加えて、公開買付者は、2026年8月31日付で、株式会社EMシステムズ及び日本事務器株式会社との間で、それぞれ所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募すること等を内容とする応募契約書を締結いたしました。

これらに伴い、2026年8月5日付「株式会社CEホールディングスの株式（証券コード4320）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

1. 本公開買付けの内容

（5）買付予定の株券等の数

（変更前）

買付予定数	<u>10,486,037</u> 株
買付予定数の下限	<u>4,968,300</u> 株
買付予定数の上限	一株

（変更後）

買付予定数	<u>9,286,037</u> 株
買付予定数の下限	<u>3,768,300</u> 株
買付予定数の上限	一株

2. 本公開買付けの概要

（変更前）

<前略>

（iv）本臨時株主総会における本株式併合に関する決議の承認を条件として開始される、対象者による、

①対象者の第4位株主であるUH Partners 3投資事業有限責任組合（所有株式数：1,156,800株、所有割合：6.94%、以下「UH Partners 3」といいます。）が本日現在所有する対象者株式の一部である11,500株、②対象者の第5位株主であるUH Partners 2投資事業有限責任組合（所有株式数：1,143,900株、所有割合：6.86%、以下「UH Partners 2」といいます。）が本日現在所有する対象者株式の一部である11,400株、③対象者の第6位株主である光通信株式会社（以下「光通信」といいます。）が本日現在所有する対象者株式（1,079,600株、所有割合：6.47%）の全て、④対象者の第7位株主であるエスアイエル投資事業有限責任組合（所有株式数：968,700株、所有割合：5.81%、以下「エスアイエル」といいます。）が本日現在所有する対象者株式の一部である9,600株及び⑤光通信と三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）との間の特定包括信託契約（以下「本信託契約」といいます。）に基づき光通信が三井住友信託銀行に対して信託譲渡している対象者株式の全てである40,800株（所有割合：0.24%、以下「信託譲渡対象株式」といいます。なお、信託譲渡対象株式については、本自社株公開買付けに係る期間の満了日の10営業日前までの間に、信託譲渡対象株式について本信託契約を一部解除（以下「本信託契約解除」といいます。）することにより、光通信が所有することとなる予定です。）の全てを合計した1,152,900株（所有割合：6.91%）（以下「本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）」といい、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）を所有する光通信グループ（以下に定義します。）を「本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）」といいます。）、並びに⑥対象者の第3位株主である日本電気株式会社（所有株式数：1,200,000株、所有割合：7.20%、以下「NEC」といいます。）が所有する対象者株式の全て（以下「NEC所有株式」といいます。）を取得することを目的とした自社株公開買付け（法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下「本自社株公開買付け」といいます。）

なお、下記のとおり、本臨時株主総会に係る基準日（以下「本基準日」といいます。）の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までに本現物分配（以下に定義します。以下同じです。）が実施される結果、本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）は、光通信（その所有予定株式数1,079,600株。本信託契約解除が行われた場合には1,120,400株）、株式会社UH Partners 2（以下「(株)UH Partners 2」といいます。）（その所有予定株式数11,400株）、株式会社UH Partners 3（以下「(株)UH Partners 3」といいます。）（その所有予定株式数11,500株）及び株式会社エスアイエル（以下「(株)エスアイエル」といいます。）（その所有予定株式数9,600株）となる予定です。

また、NECについては、対象者株式の非公開化の方針について前向きに受け止めているものの、社内での意思決定に時間を要するため本公開買付けの公表予定日として伝達した2026年8月5日までの本自社株公開買付けへの応募に係る契約締結は難しい旨の回答を受領し、本日現在、本自社株公開買付けへの応募に係る契約の締結に向けて、協議を継続しております。

<中略>

さらに、公開買付者は、本非公開化協力契約において、光通信グループとの間で、(i)本基準日の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までに、UH Partners 3、UH Partners 2及びエスアイエルのそれぞれが所有する対象者株式について、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）を(株)エスアイエル、(株)UH Partners 2及び(株)UH Partners 3に対して、(ii)本自己株式取得応募合意株式をHTIOに対してそれぞれ現物分配すること（以下「本現物分配」といいます。）に合意しております（注9）。本現物分配が実施される結果、(株)エスアイエルは対象者株式9,600株（所有割合：0.06%）を、(株)UH Partners 2は対象者株式11,400株（所有割合：0.07%）を、(株)UH Partners 3は対象者株式11,500株（所有割合：0.07%）を、HTIOは対象者株式3,204,500株（所有割合：19.22%）をそれぞれ所有することとなる予定です。本現物分配は、本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）が本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）を本自社株公開買付けに応募し、かつ、対象者の株主を公開買付者及びHTIOのみとするために行う本株式併合の実効性を確保することを

目的とするものです。

(注9) 本現物分配はいずれも、本現物分配を実施する日以前1年以上継続して形式的基準による特別関係者(法第27条の2第7項第1号、令第9条)に該当するものの間で実施されることから、法第27条の2第1項但書及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第3条第1項に定める適用除外買付け等として行うことを予定していると、光通信グループより説明を受けています。

<後略>

(変更後)

<前略>

- (iv) 本臨時株主総会における本株式併合に関する決議の承認を条件として開始される、対象者による、
- ①対象者の第4位株主であるUH Partners 3投資事業有限責任組合(所有株式数: 1,156,800株、所有割合: 6.94%、以下「UH Partners 3」といいます。)が本日現在所有する対象者株式の一部である11,500株、②対象者の第5位株主であるUH Partners 2投資事業有限責任組合(所有株式数: 1,143,900株、所有割合: 6.86%、以下「UH Partners 2」といいます。)が本日現在所有する対象者株式の一部である11,400株、③対象者の第6位株主である光通信株式会社(以下「光通信」といいます。)が本日現在所有する対象者株式(1,079,600株、所有割合: 6.47%)の全て、④対象者の第7位株主であるエスアイエル投資事業有限責任組合(所有株式数: 968,700株、所有割合: 5.81%、以下「エスアイエル」といいます。)が本日現在所有する対象者株式の一部である9,600株及び⑤光通信と三井住友信託銀行株式会社(以下「三井住友信託銀行」といいます。)との間の特定包括信託契約(以下「本信託契約」といいます。)に基づき光通信が三井住友信託銀行に対して信託譲渡している対象者株式の全てである40,800株(所有割合: 0.24%、以下「信託譲渡対象株式」といいます。なお、信託譲渡対象株式については、本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までの間に、信託譲渡対象株式について本信託契約を一部解除(以下「本信託契約解除」といいます。)することにより、光通信が所有することとなる予定です。)の全てを合計した1,152,900株(所有割合: 6.91%)(以下「本自社株公開買付応募合意株式(光通信グループ)」といい、本自社株公開買付応募合意株式(光通信グループ)を所有する光通信グループ(以下に定義します。)を「本自社株公開買付応募合意株主(光通信グループ)」といいます。)、並びに⑥対象者の第3位株主である日本電気株式会社(所有株式数: 1,200,000株、所有割合: 7.20%、以下「NEC」といいます。)が所有する対象者株式の全て(以下「NEC所有株式」といいます。)を取得することを目的とした自社株公開買付け(法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下「本自社株公開買付け」といいます。)
- なお、下記のとおり、本臨時株主総会に係る基準日(以下「本基準日」といいます。)の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までに本現物分配(以下に定義します。以下同じです。)が実施される結果、本自社株公開買付応募合意株主(光通信グループ)は、光通信(その所有予定株式数1,079,600株。本信託契約解除が行われた場合には1,120,400株)、株式会社UH Partners 2(以下「(株)UH Partners 2」といいます。)(その所有予定株式数11,400株)、株式会社UH Partners 3(以下「(株)UH Partners 3」といいます。)(その所有予定株式数11,500株)及び株式会社エスアイエル(以下「(株)エスアイエル」といいます。)(その所有予定株式数9,600株)となる予定です。

<中略>

さらに、公開買付者は、本非公開化協力契約において、光通信グループとの間で、(i) 本基準日の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までに、UH Partners 3、UH Partners 2及びエスアイエルのそれぞれが所有する対象者株式について、本自社株公開買付応募合意株式(光通信グループ)を(株)エスアイエル、(株)UH Partners 2及び(株)UH Partners 3に対して、(ii) 本自己株式取得応募合意株式をHTIOに対

してそれぞれ現物分配すること（以下「本現物分配」といいます。）に合意しております（注9）。本現物分配が実施される結果、(株) エスアイエルは対象者株式 9,600 株（所有割合：0.06%）を、(株) UH Partners 2は対象者株式 11,400 株（所有割合：0.07%）を、(株) UH Partners 3は対象者株式 11,500 株（所有割合：0.07%）を、HTIOは対象者株式 3,204,500 株（所有割合：19.22%）をそれぞれ所有することとなる予定です。本現物分配は、本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）が本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）を本自社株公開買付けに応募し、かつ、対象者の株主を公開買付者及びHTIOのみとするために行う本株式併合の実効性を確保することを目的とするものです。

（注9）本現物分配はいずれも、本現物分配を実施する日以前1年以上継続して形式的基準による特別関係者（法第27条の2第7項第1号、令第9条）に該当するものの間で実施されることから、法第27条の2第1項但書及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第3条第1項に定める適用除外買付け等として行うことを予定している、光通信グループより説明を受けています。

また、公開買付者は、対象者の第3位株主であるNEC（所有株式数：1,200,000株、所有割合：7.20%）との間で、2026年8月31日付で他社株公開買付け不応募・自社株公開買付け応募契約書を締結し、NEC所有株式（所有株式数1,200,000株、所有割合：7.20%）について、（i）本公開買付けに応募しないこと、（ii）本公開買付けの成立後の2026年11月中旬に開催することを想定している本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成すること、（iii）本臨時株主総会における本株式併合に関する決議の承認後に開始される、本自社株公開買付けに応募することに合意しております。

また、公開買付者は、対象者の第9位株主である株式会社EMシステムズ（以下「EMシステムズ」といいます。）（所有株式数：700,000株、所有割合：4.20%）との間で、2026年8月31日付で応募契約を締結し、EMシステムズが本日現在所有する対象者株式の全て（所有株式数：700,000株、所有割合：4.20%）について、本公開買付けに応募することに合意しております。

さらに、公開買付者は、対象者の株主である日本事務器株式会社（以下「日本事務器」といいます。）（所有株式数：283,200株、所有割合：1.70%）との間で、2026年8月31日付で応募契約を締結し、日本事務器が本日現在所有する対象者株式の全て（所有株式数：283,200株、所有割合：1.70%）について、本公開買付けに応募することに合意しております。

<後略>

その他、上記の詳細は、本公開買付けに関して公開買付者が本日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書をご参照ください。

3. お問い合わせ先

<報道関係者からのお問い合わせ先>

SK-03 株式会社 広報担当：パスファインド株式会社
電話番号：03-6721-5153

<投資家その他からのお問い合わせ先>

電話番号：03-6206-3031（代表）

以上